

令和4年3月19日（土）開催

学校施設使用（施設開放） インターネット施設予約 システム導入説明会

文京区教育委員会学務課

1 運用開始時期について

- 令和4年9月1日利用分からシステムでの運用を開始
※令和4年8月31日までの学校施設の使用は従前通り、
学校にて申請を行ってください。
- 導入スケジュール
 - 令和4年6月～ システムへの団体登録
 - 令和4年8月～ システム上の予約開始

2 予約システム導入後の 利用方法について

(1) システムで予約できる施設について

- システム上、予約できる施設

 - 屋内運動場（体育館）、校庭、武道場

- 学校により使用できる施設及び付帯設備が異なる

(2) 利用者区分について

■ 優先団体

以下の2つの条件を満たしている団体

- 構成員の過半数が区の区域内に在住、在勤、在学している
- 規則に定める条件に合致している

※ 優先団体の定義については、後述（5）抽選申込を参照。

■ 一般団体（区民等）

構成員の過半数が区の区域内に在住、在勤、在学している

■ 一般団体（その他）

区外の団体を含む、「優先団体」、「一般団体（区民等）」以外の全ての団体

(3) 利用者登録について

■以下①及び②を満たす方（団体）は利用者登録をお願いします。

①構成員の過半数が区内在住・在勤・在学の方（団体）

②利用する施設が屋内運動場、校庭又は武道場の方（団体）

※システムの利用者登録を行えるのは、上記の要件に該当する場合のみ。
上記要件に該当しない場合の予約スケジュール、予約方法は後述します。

(4) 予約受付期間

■ 申込開始日

○優先団体

前月1日～7日に抽選予約申し込み、8日抽選確定

○一般団体（区民等）

前月8日～使用日の14日前までの期間で先着申込み

○一般団体（その他）

前月12日～使用月の14日前までの期間で先着申込み

«一般団体（その他）»は、システム上、団体登録ができません。

«一般団体（その他）»の受付期間中に学務課窓口で受付します。

※学校での受付ではないのでご注意ください。

(4) 予約受付期間

【例①】9月1日利用の場合

	8月				9月
優先団体	抽選申込期間 8/1～8/7まで	抽選実施 8/8	先着受付期間 8/8～8/18まで		8/19以降 予約申込不可 9/1利用
一般団体 (区民)			先着受付期間 8/8～8/18まで		
一般団体 (その他団体)				先着受付期間 8/12～8/18まで	

【例②】9月25日利用の場合

	8月				9月
優先団体	抽選申込期間 8/1～8/7まで	抽選実施 8/8	先着受付期間 8/8～9/11まで		9/12以降 予約申込不可 9/25利用
一般団体 (区民)			先着受付期間 8/8～9/11まで		
一般団体 (その他団体)				先着受付期間 8/12～9/11まで	

(5) 抽選申込について

- 優先団体に登録された団体を対象に、先着申込に先行した抽選予約申込が可能
- 抽選申込ができる学校は、団体登録時に登録したホームグラウンドの1校のみ
- 既に体育施設でホームグラウンドを設定している場合でも、新たに学校施設でホームグラウンドの設定可能

(5) 抽選申込について

(「文京区立学校使用条例施行規則第3条」抜粋)

- 一 使用予定者（法人その他の団体にあつては、**当該団体の構成員の過半数**）が**区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者**（以下「区民等」という。）で、**かつ、次のいずれかに該当し、委員会が認めた場合**に係る抽選申込み
 - ア 使用予定者（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）が施設予約システム規則第三条第一項の利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合
 - イ 文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合、又はその者が属する団体が使用する場合
 - ウ 文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教教庶第千七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合、又はその者が属する団体が使用する場合
 - エ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校の通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合
 - オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

(6) 抽選申込の申込制限について

■ 抽選申込の申込数を以下のとおり制限

- 小学校：ひと月 10予約（枠）
- 中学校：ひと月 5予約（枠）

- 【例】 7月1日**午前のみ**申込した場合 → 1予約とカウント
7月1日**午前・午後を続けて**申込した場合 → 1予約とカウント
7月1日**午前と夜間**を申込した場合 → 2予約とカウント
7月1日**午前と午後を別々に**申込した場合 → 2予約とカウント

■ 抽選申込後の先着申込に予約の制限はなし

(7) 貸出時間について

■ 小学校

《平日》

夜間Ⅰ：18時00分～19時30分

夜間Ⅱ：19時30分～21時00分

《土日祝》、《長期休業（春休み、夏休み、冬休み）》

午前Ⅰ：9時00分～10時30分

午前Ⅱ：10時30分～12時00分

午後Ⅰ：13時00分～15時00分

午後Ⅱ：15時00分～17時00分

夜間Ⅰ：18時00分～19時30分

夜間Ⅱ：19時30分～21時00分

■ 中学校

《平日》

夜間：18時30分～21時00分

《土日祝》《長期休業（春休み、夏休み、冬休み）》

午前：9時00～12時00分

午後：13時30分～16時30分

夜間：18時30分～21時00分

(8) 利用料金について

(小学校)

施設名	使用料					
	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ
屋内運動場	300円	300円	400円	400円	780円	780円
格技室	180円	180円	240円	240円	480円	480円
教室 (一教室につき)	100円	100円	100円	100円	100円	100円
校庭	240円	240円	320円	320円	450円	450円

(中学校)

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
屋内運動場	600円	600円	1,300円
格技室	360円	360円	800円
教室 (一教室につき)	120円	120円	150円
校庭	480円	480円	750円

(9) 使用料の徴収方法について

- 【納付書による支払い】 → 【登録口座から引き落とし】に変更
- 口座振替ができなかった場合
口座の再振替はなし、使用料をお支払いいただくまで新規予約不可
- «一般団体（その他）»は、従前通り、納付書にてお支払い

(10) 雨天中止等の扱い（校庭利用の場合）

- 雨天中止の判断は、原則、団体の判断
- 土・日・祝日は、団体判断により、連絡なしにキャンセルとした場合でも、使用料の徴収はしない
- 団体の判断により、現地に来ていただいた場合でも、当日のグラウンドコンディションや使用中に雨が降ってきた場合等、利用を中止させていただく可能性あり

(1 1) 使用日の変更・取消しについて

■ 使用日の変更・取消しのイメージ

	14日前	3日前	使用当日
変更	←→ 同じ学校に限り、 1回のみ可能	←→ 変更不可	←→
キャンセル料	←→ なし	←→ 5割相当額	←→ 全額

代表的な質問事項について

3 問い合わせ先

- 文京区教育委員会学務課施設担当
(直通) 03-5803-1296

※直接学校ではなく、上記問い合わせ先にご連絡ください。